

26 飯議第 197 号  
平成 27 年 2 月 12 日

飯田市議会  
議長 林 幸次 様  
議会運営委員会  
委員長 清水 可晴 様

議会改革推進会議  
委員長 永井 一英

## 代表質問・一般質問におけるパネル使用について（中間答申）

平成 26 年 10 月 23 日に諮問いただいたこのことについて、下記のとおり答申します。

### 記

#### 1 諮問事項

代表質問・一般質問におけるパネル使用について

##### (1) 使用目的について

議会は言論の府であることから、パネルの使用は、発言の内容について理事者側の理解を深めることを目的とし、あくまでも説明の補助手段である。その上で、議場においては他の議員、傍聴者等に、また、テレビ中継を見ている市民にも配慮する。

##### (2) 何をもって

文字、表、グラフ、写真などを用いたパネル。パネルの大きさ、数等には制限を設ける。

なお、書籍等現物を表示することについては現行どおりとする。

##### (3) パネル使用の認否

議長の許可を条件にパネルの使用を認める。

##### (4) パネル使用を認めた場合

###### ① 掲示にあたり補助者をつけることの可否

パネルを使用するに当たって、掲示に支障がある議員に限って補助者を付けることを認める。

###### ② 許可とするか否か。またその手続きは

議長の許可を条件とする。議長の判断基準や手続は改めて検討する。

###### ③ 関連質問について、使用を認めるか、認めないか

関連質問の性質から認めない。

④その他事項(執行機関側に対する検討やケーブルテレビの放映方法)

これらについても改めて検討する。

2 最終答申に向けて

上記答申事項のうち、アンダーラインを付した事項及び次の5項目については、議会改革推進会議において改めて検討し、まとまった時点で最終答申を行う。

- (1) パネルの作成について
- (2) パネル使用の基準
- (3) 資料の配布について
- (4) 実施した後の検証時期
- (5) 会議録におけるパネルの取扱い

## 飯田市議会パネル取扱要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、飯田市議会の一般質問又は代表質問において、発言を補完するためパネルを提示して使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、「パネル」とは、板状の物に、発言に関する理解を高めるための写真、表、グラフ、文字等を記載したものをいう。

（パネルの使用）

第3条 飯田市議会の議員は、飯田市議会の一般質問又は代表質問において、議長の承認を得たときに限り、パネルを使用することができる。

2 関連質問においてはパネルは使用できない。

（使用に際しての基本的留意事項）

第4条 パネルの使用は、議会が言論の府であることにかんがみ、次に掲げる事項に留意してなされなければならない。

(1) パネルの使用は、パネルを使用しなければ伝わらない内容がある場合に限り、必要最小限の範囲でなされること。

(2) パネルの使用は、発言の内容について質問の相手方である執行機関の理解を高めるために、あくまでも説明の補助手段として用いるものであること。

（パネルの使用に係る制限等）

第5条 使用できるパネルの大きさ及び数は、次のとおりとする。

(1) 大きさは、日本工業規格A列2番以上同A列1番以下とする。

(2) 1人が1日に使用できる数は、5枚以下とする。

2 使用するパネルの内容については、使用しようとする議員において、次の事項について確認がなされており、問題がないといえるものでなければならない。

(1) 出典

(2) パネルとして使用することについて許諾が必要な場合は許諾を得ている等パネル等の使用が著作権その他の知的財産権を侵害するものでないこと。

(3) 肖像権に関すること。

(4) 第2号及び第3号に掲げるもののほか、パネル等の内容が個人又は団体の権利利益を侵害するものでないこと。

(5) 広告、宣伝、勧誘その他の営利又は宗教活動を目的とする内容を含まないこと。

3 パネルを使用しての発言に際しては、口頭でその記載内容を説明する等により、パネルを見なくても会議録を読んで当該発言の内容が理解できるようにしなければならない。

（パネル使用の手続）

第6条 パネルを使用しようとする者は、パネルを使用しようとする一般質問又は代表質問の通告を行う際、次の各号に定めることを行うことにより、議長の承認を求

めなければならない。

(1) 次の事項を議会事務局に申し出ること。

ア 当該質問においてパネルを使用する旨

イ 前条第2項に規定する事項についての問題の有無

ウ パネルを質問のどの部分で使用するか

(2) 使用しようとするパネルを日本工業規格A列4番の大きさに縮小したものを議会事務局に提出すること。

2 議長は、申出のあったパネルについて、その使用を承認するか否かを質問の通告の締切りの翌日までに決定し、及び申し出た者に伝えるものとする。

(使用の承認の基準)

第7条 議長は、申出のあったパネルの内容又はその使用が次のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を承認しない。

(1) 第4条又は第5条の規定に照らして適当でないとき。

(2) 公序良俗に反すると認められるとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、議会の規律の維持若しくは品位の保持又は議場の秩序の維持のため適当でないとき。

(提示する場所等)

第8条 パネルの提示は、議長が指定する場所及び向きで行わなければならない。

(補助者)

第9条 身体の状態により、自らパネルを提示すること等パネルの使用に支障があるときは、議長の承認を得て補助者に提示等使用に必要な事項を行わせ、又は自らの使用の補助をさせることができる。

(資料の配布)

第10条 パネルを使用する際は、同じ内容の資料を議場内に配布するものとする。

(承認の取消し)

第11条 議長は、承認したパネル等の使用が第7条各号のいずれかに該当すると認められたときその他議事の運営上特に必要があると認めるときは、パネル等使用の承認を取り消し、及びパネルの使用を中止させることができる。

(作成時の留意事項)

第12条 パネルの作成に際しては、次のとおりとする。

(1) 議員が自ら作成すること。ただし、次号及び第3号に規定するものを除き、他者に請け負わせることを妨げない。

(2) 執行機関又はその職員に、パネルの作成のための過度の負担となるような資料提供その他の要求を行わないこと。

(3) 議会事務局の職員は関与しないこと。

(4) 資料作成費として政務活動費を充てることができること。

(会議録における取扱い)

第13条 パネルは、会議録に記載しない。ただし、議長が特に必要と認めるときは、

会議録にパネルの使用がなされた旨を表記するとともに、パネルの写しを会議録に添付する方法により、記載するものとする。

(適用除外)

第14条 この要綱の規定は、質疑又は一般質問において発言の内容に関係のある書籍、パンフレット等を議場に持ち込んで示す場合については、適用しない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、一般質問又は代表質問におけるパネル使用に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

(検討)

2 この要綱は、施行後1年を目途として、規定の内容について検討を加え、議会運営委員会において見直しを行うものとする。